

今お借り入れのあるプロパー融資の

経営者保証を解除

プロパー融資借換 特別保証制度のご案内

ご利用
いただける方

経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入がある法人

資格要件

以下のすべての要件を満たす法人

資産超過である

EBITDA有利子負債倍率(※1)が10倍以内

法人・個人が分離されている

返済緩和している借入金がない(※2)

※1 EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

※2 保証申込日が危機関連保証の指定期間である場合は、要件の確認基準日について緩和措置があります

取扱期間

令和6年3月15日～令和9年3月31日（保証申込受付分）

詳しくは、裏面をご確認ください

あなたのチャレンジを応援します！
—企業とともに未来へ—

茨城県信用保証協会

ホームページは
こちら



LINEは
こちら



本店営業部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階
◆保証課 県央・鹿行グループ ☎029-224-7812
◆保証課 県北グループ ☎029-224-7826

土浦支店

〒300-0043
土浦市中央二丁目2番28号
◆保証課 県南グループ ☎029-826-7812
◆保証課 県西グループ ☎029-826-7826

経営支援部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階
◆経営支援課 本店担当グループ ☎029-224-7813
◆経営支援課 支店担当グループ ☎029-224-7858
◆経営支援課 経営アシストグループ ☎029-224-7852
◆創業支援課 ☎029-224-7865

※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

令和6年2月発行

プロパー融資借換特別保証制度の概要

保証限度額	2億8,000万円（組合等は4億8,000万円） 申込金融機関における保証限度額は、保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）のうち、経営者保証を提供していない借入残高の範囲内になります
責任共有制度	責任共有対象
対象資金	借換資金（申込金融機関における保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）のうち、経営者保証を提供している事業資金の借り換えに限ります）
返済方法	一括返済 または 分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間1年以内）
担保	必要に応じて
連帯保証人	不要（無保証人）
融資利率	金融機関所定利率
信用保証料率	年0.45%～1.90%
添付書類	信用保証協会所定の申込書類のほか、次の書面が必要 財務要件等確認書、借換債務等確認書

借入時の要件があります



申込金融機関が、次のいずれかの要件を満たす必要があります

- 経営者保証がなく、かつ保全のない保証協会の保証を付さない融資（プロパー融資）を実行すること
- 本制度による返済部分を除く保証協会の保証を付さない融資（プロパー融資）の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ解除した融資について保全がないこと

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください